

栃木県会議長時代の田中正造

小 松 裕

はじめに

一八八四(明治一七)年二月三日、三島県令土木事件で収監されていた田中正造が佐野警察署より釈放されると、人々は歓呼してこれを迎えた。その有様を、二月二八日付『朝野新聞』は、「氏が出監の報あるや賀表の爲め氏の宅に入する人々ハ其幾百人なるを知らず門前恰も市を為せり」と表現している。

それもそのはずであった。「彼の栃木県議員田中正造氏の繫獄の身となられしより居村なる安蘇郡小中村の人々ハ同氏の爲めに遠慮して冠婚喪祭其他とも都て質素を旨とし偶ま芸人等の来ることあるも其技芸を演せしめて楽しむ者なき」ほどだったからである。¹⁾

こうして、県下各地で大規模な慰勞会が開催されることになった。まず、地元安蘇郡の人々は、二月三一日に出獄大歓迎会を佐野春日岡山惣宗寺で開いた。これにつづき、翌年一月一七日には宇都宮杉原町武蔵楼で、一月二六日には足利家富町鐵阿寺で、二月二六日には梁田郡福居町宝福寺でそれぞれ慰勞会がもたれた。ついで、四月二〇日には栃木町鯉保楼で慰勞会が開かれた。その席上、田中正造は、次のような答辭を述べ、感謝の意を表するとともに決意をあらたにしている。

(前略) 諸君と一堂に相会し胸襟を開き談笑の間に美酒を酌む是亦楽ハ即ち楽なり然れども諸君ハ以て是等の楽に満足す可きにあらざるを信するなり大にしてハ三千六百万同胞兄弟小にしてハ県下六十万兄弟と楽を共にする之れを是

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

れ其の楽みと云ふ可きなり苦も亦然り六十万兄弟と苦楽を相共にす可きことを勉む可し或吹人の説に屍肉の散在する地にハ蕪や鷹や群集し来りて其屍肉を攫取し去ると味ひある哉言や昨年来我地方の有様ハ畜に屍肉のみならず生肉や人体や財産を併せ攫取し去られ今に戻らざるものあるなり今に至り之を言ふも死児の齡を算ふると一般なれども是れ諸君が油断より来りたる災難なれば向後とも油断を為さば再び鶯鳥の来る虞なきに非ざれば決して油断す可らざるなり万一にも其再び来るか如きことあらば之れが駆除に尽力す可きハ勿論にして片時も油断す可きに非るなり其方法ハ如何唯教育の道を盛大ならしむるにあるなり勉む可し（下略）

三島後の栃木県の行財政の困難さに思いをめぐらし、三島退任と正造出獄の喜びにひたる会衆を前に、かえって「油断」を戒めているのである。

この間、田中正造は、三月一三日に開会された第九回臨時県会で副議長に選出されたが、それを辞退したのも同じような理由からであった。「奇談慢筆」に、「而して十八年副議長ニ挙げらる。正造恐慌辞し受けずして塩谷氏ニ譲り、民党の一致を謀る。／＼当時人心政党ニ倦ミ、驕慢の徒多く、斯の如くして而して功を奏せず」（『田中正造全集』第一巻二六一頁、以下①21と略記）とあることに、それを窺うことができる。

このようにして、不撓不屈の民権家、出所進退をわきまえた清廉潔白な政治家としての田中正造イメージが定着することとなった。たとえば、一八八五（明治一八）年九月一〇日付の『朝野新聞』の「栃木通信」では、有志の投票による「栃木県の十傑」を掲げているが、その中の「民権家」の代表に田中正造が選ばれている。

田中正造が一八八六（明治一九）年四月一日に栃木県会議長に選出されたのは、以上のような経緯においてであった。以後、一八九〇（明治二三）年四月一日に辞任するまで、二期四年間議長の職をつとめることになる。

しかしながら、県会議長時代の田中正造に關しては、これまでほとんど研究されてこなかった。その最たる理由は、この時期に見るべき思想的特徴がほとんどない、ということに求められよう。議長に就任してからというもの、かつてのように県

会議場で縦横無尽に発言することも不可能になったし（その結果、分析対象となる資料が極めて少ない）、なによりも議長及び常置委員としての激務と病気がちの毎日が、深くまともな思考を不可能にしたことが、その背景として考えられよう。だが、反三島闘争と国会議場での活躍のはざまにあって、ともすれば見落されがちなこの時期は、七三年に及ぶ田中正造の生涯の中でいったいいかなる意味をもっているのだろうか。後年、この時期の自分を、「名替の奴隷」³であり、「文明にれんく」³としていたと回想せざるをえなかったのは、いったいなにゆえなのか。そういった疑問を私は抱かずにはおれない。

そこで、県会議長時代の田中正造を解明するために、私は、次のように問題を設定してみた。

まず、田中正造が県会議長に就任した時に宣明した方針を彼の具体的な行動と照らしあわせて、それが事実であったか否かを調べることである。その方針とは、次のようなものであった。

○十九年議長となるや直に議員に告げて曰はく、地方議会の事地方税律を議するのみ、然るに政党の争を此間に挿むは頗る弊害なり、双方深く徳義を以て之を制止すべし、抑も地方議会在が政争の争を為すは之れ恰も八畳の間にて二間の鎗を振り廻はすと同一なり、徒らに壁、戸障子に傷けるのみ、勞せば勞するほどに互に県下の不幸を醸すのみ、県下の不幸は即ち県下黨員の損なりとて堅く党争を誡めて県知事にも之を通じて官民の公平を守り、県会の中には党争を絶滅せしめんとはしたり。已にして之を實行せり。其二十一年又議長に再選せられんとする時は一層此主義を擴張し、常に乱暴なる自由党の塩田奥蔵³を副議長と爲し、田村順之助等を常置委員に挙げて自ら議長となり、又改進黨も常置委員を出して双方対等の平均を取りて又前説を主張せり。(①311)

ここに明らかなように、その方針とは、栃木県全体の利害に着目し、県会議場内に党派的对立を持ちこませない、というものであった。そして、自らそれを実践するために、旧自由党系議員との融和につとめ、県会内勢力の「平均」をはかった、というのである。

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

これまで、私たち研究者の多くは、この「回想」を鵜呑みにしてきた。そのために、県会議長就任とほぼ同時期に、他の安蘇郡選出県会議員とともに設立した「議員候補指名会」の持つ意味を捉えそこねてきた。その「趣意書」には、次のようにある。

国政専制ヲ去テ自治ニ帰シ国県大小ノ機務裁ヲ独断ニ取ラス決ヲ議會ニ仰ガザルベカラザルノ日ニ至ツテハ国家ノ泰運得テ頼ムベク人民ノ福利得テ冀フベキモノ議會ヲ外ニシテ又他ニ求ムベカラス吾儕日本人民立憲代議制度組織ノ盛挙ヲ觀ルニ會フ期將サニ、一瞬間ノ星霜ニアラントス、吾儕人民謹慎以テ能ク代議士ヲ精選シカメテ俊才ヲ挙ゲ上ハ以テ
国運ヲ盛ンニシ下ハ以テ民福ヲ全ウスルノ準備ヲナサザルヘカラス（下略、傍点筆者）

すなわち、この「指名会」は、明らかに、来るべき第一回国政選挙をにらんで発足されているのである。とするならば、一改進黨員として、選挙で勝利するための党勢拡大運動が必要不可欠になってこよう。そうすれば、旧自由党系との軋轢も、いやがうえにも高まってくることになる。県会内では融和、県会外では対立競争、というように截然と区別することも困難になってこよう。

このような矛盾を、田中正造は、県会議長就任と同時に自ら抱えこんだのである。そして、この矛盾は、この時期の中央政界の大同団結運動の帰趨、すなわち、統一から分裂へ、そしてより党派性を明確化してゆく動向にも規定され、ますます激化してゆくことだろう。

本稿では、田中正造の生涯における県会議長時代の意味を探るための手段として、まず、この時期の田中正造の県会外の活動を出来る限り明らかにし、そのうえで、先の「回想」には隠されているものを、議長就任と同時に抱えこんだ矛盾がどのように展開してゆくのかということを中心とする分析の中で検証してゆきたい。その際、彼の県会議長時代を、中央政界や栃木県の政治動向との関連で、一八八八年三月と八九年五月を境に三つの時期に大別し、次表を参照しながら述べてゆこうと思う。

県会議長時代の参加会合一覧

栃木県会議長時代の田中正造(小松)

| 月 日 | 場 所 | 会 の 名 称 | 演説の有無 | そ の 他 |
|-----------------|----------|---------------|-------|-------------------|
| 〈1886 (明治19) 年〉 | | | | |
| 4・1 | 宇都宮 武蔵楼 | 県 議 懇 親 会 | | |
| 4・4 | 浅 草井生村楼 | 改進黨第二大会 | | |
| " | 上 野 精養軒 | 同 上 懇 親 会 | | |
| 7・24 | 小 山 | 小山病院開院式 | 祝 詞 | |
| 8・3 | 宇都宮 都 座 | 攻学会学術演説会 | | 島田三郎・高田早苗ら演説 |
| " | " 手の字楼 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 8・7 | 大田原 | 学 術 演 説 会 | | 島田三郎・丸山名政ら参加 |
| " | " | 同 上 懇 親 会 | | |
| 10・9 | 宇都宮手の字楼 | 実 会 | | 第60銀行支店長の招待 |
| 11・11 | " 宮盛軒 | 県 議 懇 親 会 | | |
| 11・25 | " 手の字楼 | 追 吊 会 | 演 説 | ノルマントン号事件犠牲者のため発起 |
| 12・10 | " 宮盛軒 | 下野第三懇親会 | | 島田・末広重恭・荒川高俊ら参加 |
| 12・18 | 栃 木 倭 亭 | 下野有志懇親会 | 演 説 | 島田・荒川・星亨・加藤政之助ら参加 |
| 12・24 | 宇都宮下野英学校 | 忘 年 会 | | |
| 〈1887 (明治20) 年〉 | | | | |
| 1・18 | 宇都宮 武蔵楼 | 新 年 宴 会 | 演 説 | 知事主催 |
| 2・8 | 結 城 弥経寺 | 常総野蚕糸業有志集談会 | | |
| " | " " | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 2・13 | 佐 野 惣宗寺 | | 演 説 | 「機業石灰氷三商営業者諸君に告ぐ」 |
| 2・14 | 植 野 | 宴 会 | | |
| 2・21 | " 田島楼 | 石灰業者新年宴会 | | |
| 2・24 | 赤 見 | 懇 親 会 | | |
| 3・26 | 田 沼 英学校 | 慰 勞 会 | | |
| 4・6 | 粕 田 安田家 | 河内芳賀両郡蚕業集談会 | 演 説 | |
| 4・9 | 烏 山 叶 屋 | 懇 親 会 | 演 説 | |
| 4・11 | 黒 羽 | 有 志 宴 会 | 演 説 | |
| 4・28 | 鏡 塚 | 懇 親 会 | 演 説 | |
| 5・1 | 宇都宮 武蔵楼 | 宴 会 | | 星 亨主催 |
| 5・18 | 佐 野 唐沢山 | 安蘇郡新旧議員慰勞会 | 答 辞 | |
| " | 大 伏 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | 田口卯吉・肥塚龍参加 |
| 5・22 | 馬門川岸渡良瀬川 | 学 校 訓 導 送 別 会 | 祝 辞 | |
| 6・10 | 田 沼 西林寺 | 学 術 商 業 演 説 会 | 演 説 | 「実業家の目的」 |

| 月 日 | 場 所 | 会 の 名 称 | 演説の有無 | そ の 他 |
|---------------|---------|---------------------|-------|-------------------|
| 6・10 | 田 沼 和泉屋 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 7・29 | 足 利 饒阿寺 | 学 術 演 説 会 | 演 説 | 「本月中ノ道中記」 |
| " | | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 7・31 | 宇都宮 | 攻学会学術演説会 | | 肥塚・堀口昇・侯野時中ら参加 |
| " | " 白峯館 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 8・25 | 田 沼 西林寺 | 安蘇郡学術講談会 | | 議長役をつとめる |
| 9・30 | 上 野 精養軒 | 嬰 鳴 社 懇 親 会 | 答 辞 | |
| 10・ 3 | 芝公園 三縁亭 | 懇 親 会 | | 後藤象二郎主催 |
| 10・ 4 | 浅 草井生村楼 | 全国有志懇親会 | | |
| 10・ 6 | 両 国 亀清楼 | 府 県 委 員 親 睦 会 | 発 言 | |
| 11・13 | 宇都宮 白峯館 | 県 議 祝 宴 | | |
| 11・24 | " " | 故中村氏追福会 | | |
| 12・ 8 | 植 野 田島楼 | 慰 労 会 | | |
| 〈1888(明治21)年〉 | | | | |
| 2・29 | 高 富 浄光寺 | 大 限 入 閣 祝 賀 兼 慰 勞 会 | 答 辞 | |
| 3・ 1 | 宇都宮 白峯館 | 島田三郎送別会 | 演 説 | 発起人の一人 |
| 4・ 1 | " 武蔵楼 | 県 議 懇 親 会 | | |
| 4・ 5 | " 富石楼 | 旧常置委員慰労会 | | |
| 4・ 8 | 和 泉 桜井楼 | 建白番捧呈委員慰労会 | | 畑村途中飛入り参加 |
| 5・ 6 | 大 伏 柏 楼 | 常置委員慰労会 | | 安蘇三業他の実業家が主催 |
| 5・16 | 宇都宮知事私邸 | 禪山資英送別の宴 | | 知事主催 |
| 5・17 | " 白峯館 | 立 食 会 | | 前夜の返礼として知事らを招待 |
| 6・ 1 | " " | 懇 親 会 | | 福岡県議数名と懇談 |
| 6・ 2 | " 梅寿楼 | 宴 会 | 謝 辞 | 宇都宮紳商の招待 |
| 8・11 | 足 利 宝来座 | 学 術 演 説 会 | | |
| " | " 初谷支店 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 8・12 | 佐 野 寿 座 | 学 術 演 説 会 | 演 説 | 「安蘇郡民に告ぐ」 |
| " | " 田島楼 | 同 上 懇 親 会 | | |
| 8・13 | 高 富 浄徳寺 | 学 術 演 説 会 | 演 説 | 「下毛ノ風土稻カニシテ奇人ヲ出ス」 |
| " | 福 居 山村楼 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 8・26 | 田 沼 亀鶴座 | 学 術 演 説 会 | | |
| " | " 西林寺 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 9・ 2 | 越 名 | 下野石灰会社開業式 | 祝 辞 | |
| " | 田島楼 | 同 上 懇 親 会 | | |
| 9・10 | 福 居 | 演 説 会 | 演 説 | 市制町村制について |
| 9・11 | 高 富 | " | 演 説 | " |

栃木県会議長時代の田中正造(小松)

| 月日 | 場 所 | 会 の 名 称 | 演説の有無 | そ の 他 |
|-----------------|----------|-------------------------|-------|--------------------|
| 9・12 | 馬 門 | " | 演 説 | " |
| 9・30 | 佐 野 郡役所 | 安蘇郡教育支会総集会 | | |
| " | " 田島楼 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 10・31 | 宇都宮 武蔵楼 | 県 議 懇 親 会 | | |
| 11・ 2 | " 白峯館 | 県 議 慰 労 会 | | 知事主催 |
| 12・15 | " " | 下野倶楽部発会式 | 演 説 | 志賀重昂・三宅雄二郎が演説 |
| 12・16 | " 武蔵楼 | 安足栗三郡学生懇親会 | 演 説 | 「同志会に付何か熱心に演説」 |
| 12・21 | " | 懇 親 会 | | 第60銀行支店長の招待 |
| 12・22 | " 宮盛軒 | 下野経済講話会 | 演 説 | 「町村分合につき」、田口卯吉も演説 |
| 12・23 | " 白峯館 | 県 議 慰 労 会 | | |
| <1889 (明治22) 年> | | | | |
| 1・ 5 | 宇都宮 白峯館 | 新 年 会 | | 知事の招待 |
| 1・ 7 | " " | 新 年 会 | 演 説 | 上の返礼として知事らを招待 |
| 1・12 | " 宮盛軒 | 下野経済講話会例会 | 演 説 | |
| 1・14 | 犬 伏 光徳寺 | 安蘇郡連合会 第4回民衆談会 | 演 説 | |
| " | " 柏 楼 | 同 上 懇 親 会 | | |
| 1・17 | 宇都宮 白峯館 | 共立病院新年宴会 | 演 説 | |
| 2・ 7 | 江 東 中村楼 | 懇 親 会 | | 報知新聞社主催 |
| 2・ 9 | 富士見町富士見軒 | 府県会議員懇親会 | | |
| " | | 懇 親 会 | | 陸海軍軍医の招待 |
| " | 芝公園 三縁亭 | 懇 親 会 | | 嬰鳴社主催 |
| 2・12 | 永田町総理官邸 | 祝 宴 | | 黒田総理主催 |
| " | 芝公園 紅葉館 | " | | 博文社の招待 |
| 2・13 | " " | " | 答 辞 | 元老院議員の招待 |
| 2・14 | 芝 芝離宮 | 小 集 会 | | 伊藤枢密院議長の招待 |
| 2・15 | 永田町 官 邸 | 府県会議員慰労会 | | " |
| 2・17 | 浅 草 鷗遊館 | 立憲改進黨大会懇親会 | | |
| 2・21 | 宇都宮 白峯館 | 議 長 祝 慰 会 | | |
| 2・23 | 佐 野 田島楼 | 安蘇郡有志懇親会 | 演 説 | 発起人、丸山・菅木屋・角田真平ら参加 |
| 2・24 | 福居 第二高小 | 栗田郡新旧議員慰労兼 議 長 祝 栄 会 | 答 辞 | |
| 3・23 | 宇都宮 宮盛軒 | 下野経済講話会例会 | 発 言 | 田口卯吉演説、渡辺洪基に反論 |
| 3・25 | 田 沼文珠地原 | 大放出版者及県議慰労会 | 答 辞 | 大井憲太郎・星・新井らも参加 |
| 4・ 1 | 宇都宮手の字楼 | 榎山幸子八十歳の祝賀会 | 祝 辞 | 県知事の母 |
| 4・ 3 | " 白峯館 | 下野新聞更刊祝賀会 | 演 説 | |
| 4・ 7 | 神 田 明石亭 | 下 野 青 年 会 | 演 説 | 「地方の実況を模述」 |

| 月 日 | 場 所 | 会 の 名 称 | 演説の有 無 | そ の 他 |
|-------|-----------|-------------|-----------|------------------------|
| 4・21 | 足利織物講習所 | 有志懇親会 | 演 説 | 「憲法発布に付将来の注意を演」ずる |
| " | 福 居 山村楼 | " | 演 説 | |
| 4・28 | 宇都宮 宮盛軒 | 下野経済講話会例会 | 演 説 | |
| 5・ 6 | 佐 野 川掛楼 | 矢部新作慰労会 | 演 説 | |
| 5・17 | 佐久山 実相院 | 政 談 演 説 会 | | |
| " | " 関 屋 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 5・18 | 宇都宮 女学校 | 宇都宮女学校開校式 | 祝 辞 | 矢嶋樞子・田村直臣ら出席 |
| 5・25 | " 白峯館 | 下野紡績会社開業祝宴 | | |
| 5・26 | 佐 野 寿 座 | 明治倶楽部発会式 | 演 説 | 「明治倶楽部の必要」 |
| 5・27 | 犬 伏 柏 楼 | 犬伏町懇親会 | 演 説 | 野村本之助も演説 |
| 6・11 | 佐 野 | 経済講談会' 準備会。 | | 村山半らが発足 |
| 7・14 | 犬 伏 光徳寺 | 亦 楽 会 発 会 式 | | |
| " | " 柏 楼 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 7・20 | 常 磐 金蔵院 | 明治倶楽部巡回演説会 | 演 説 | 「明治倶楽部の旨趣」 |
| " | " 内田楼 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 7・21 | 氷 室 広瀬方 | 懇 親 会 | 談 話 | |
| 7・28 | 下桑島 成願寺 | 戸長役場員慰労会 | | |
| 8・ 5 | 宇都宮 都 座 | 攻 学 会 演 説 会 | | |
| " | " 白峯館 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 8・17 | 高田駒場高等分教室 | 村 長 慰 労 会 | | 「病中押して出席」と |
| 8・28 | 佐 野 田島楼 | 清水政吉送別会 | 演 説 | 清水は佐野英学校教員 |
| 9・ 9 | 清 洲 | 懇 親 会 | | |
| 9・23 | 足 利 宝来座 | 改進黨政談演説会 | | |
| " | " 鑲阿寺 | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 9・26 | 新富町 新富座 | 全国同志懇親会 | | |
| " | 神 田 万代軒 | 下 野 人 懇 親 会 | 演 説 | |
| 9・27 | 新富町 新富座 | 条約改正全国同志演説会 | | |
| 9・28 | " " | " | | 会后、猿屋事件 |
| 9・29 | " " | " | 演 説 | 「輿論の真偽」 |
| 10・ 6 | 栃 木 八百代楼 | 改進黨同志大懇親会 | 演 説 | |
| 10・18 | 田 沼 西林寺 | 同志政談演説会 | 演 説 | 「重大なる言論は重大なる責任なかるべからず」 |
| " | " " | 同 上 懇 親 会 | 演 説 | |
| 10・19 | 常 磐 開蔵院 | 政 談 演 説 会 | 演 説 | 「輿論とは何ぞ」 |
| " | " 常磐屋 | 同 志 懇 親 会 | 演 説 | |
| 11・ 3 | 宇都宮 宮盛軒 | 立太子式祝賀会 | | |
| 11・ 8 | " 白峯館 | 県 議 慰 労 会 | | 知事主催 |

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

| 月日 | 場所 | 会の名称 | 演説の有無 | その他 |
|---------------|---------|---------------------|-------|-------------------|
| 11・9 | 富田山本楼 | 改進黨政談演説会 | 演説 | 「責任重からざれば言論亦重からず」 |
| " | " | 同上懇親会 | 演説 | |
| 11・10 | 大宮光栄寺 | 政談演説会 | 演説 | 大宮は下都賀郡 |
| 11・12 | 清洲医王寺 | 政談演説会 | 演説 | 「責任重からざれば言論亦重からず」 |
| 11・17 | 佐野寿座 | 政談演説会 | 演説 | 「責任重からざれば言行亦重からず」 |
| " | " | 田島楼 同上懇親会 | 演説 | |
| 11・18 | 筑波浄徳寺 | 立憲改進黨政談演説会 | 演説 | 「責任重からざれば言論亦重からず」 |
| " | " | 同志懇親会 | | |
| 11・30 | 宇都宮 宮盛軒 | 下野経済協会例会 | 演説 | |
| 12・1 | " | 白峯館 下野同志会第三回總會 | | 小幡篤次郎演説 |
| 12・6 | " | 宮盛軒 条約改正断行建白捧呈委員慰勞会 | | |
| 12・21 | " | " 下野経済協会例会 | 発旨 | |
| 12・22 | " | 中村忠吉方 恵比寿膳の宴会 | | |
| 12・24 | " | 白峯館 県議慰勞会 | | |
| 〈1890（明治23）年〉 | | | | |
| 1・6 | 戸奈良 種徳院 | 政談演説会 | | |
| " | " | 同上懇親会 | 演説 | |
| 1・11 | 宇都宮 白峯館 | 樺山前知事送別会 | 送別之辞 | 発起人38名を代表して |
| 2・20 | 富山 玉正寺 | 政談演説会 | | 高木守三郎・山谷虎三ら演説 |
| " | " | 同上懇親会 | 演説 | |
| 3・2 | 小山 角屋 | 政談演説会 | | 肥塚龍・山谷ら演説 |
| " | " | 同上懇親会 | 演説 | |
| 3・9 | 那珂青柳与平宅 | 那珂青年会発会式 | 演説 | 来賓として出席 |
| " | " | 同上宴会 | 演説 | |
| 3・30 | 宇都宮 | 県庁舎落成式 | 祝辞 | |
| 4・1 | " | 武蔵楼 改進黨小懇親会 | 演説 | 県会役員選挙敗北につき協議 |

（備考） 本表の作成にあたっては、おもに『下野新聞』『毎日新聞』を使用した。ただ、1890年2月、3月の『下野新聞』はほとんど残っておらず、この間の詳細な行動を辿ることは困難である。

演題や演説内容のわかるものは、「その他」の欄に記しておいた。

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

一 大同団結運動と実業への関心

一八八六（明治一九）年三月の栃木県会議員第四回半数改選で、改進黨は過半数を制した。四月一日開会の第一三回臨時県会で、田中正造は、票数は一〇点にすぎなかったものの最高点ということで議長に選出された。副議長には同じく改進黨の塩谷道博、常置委員には田中・塩谷・横尾輝吉・久保三八郎（以上改進黨系）・塩田興造（旧自由党系）の五名が選ばれた。『栃木県史』通史編6の表現をかりれば、まさに「改進黨極盛時代」であった。

議長として、正造は、まず、それまで県会開会日に議場で配られていた議案をあらかじめ各議員の手に届け、審議時間の短縮をはかっている。また、県会内の融和をはかったエピソードとして、「平和の計画」と題する次のような記事が、一月六日付の『下野新聞』に掲載されている。

（前略）昨年通常会の時の如き軋轢とか乖離とか東京の或る新聞の如く針小棒大に左も仰々敷かい記せしが多少其願跡のなきにしもあらずりしかは本年は十分平和親密の好結果あらまほしとて議長田中氏の如き客歳までは池上町富沢屋に宿泊されしが本年は尾上町の河内屋に止宿し従来河内屋止泊なりし塩谷横尾久保諸氏の内より富沢屋に転泊して専ら衆議員との親交を図り昨年度の如く富沢屋党たの河内屋派たのと云ふ如き仲間の起らざる様にせんとて已に此頃河内屋止泊の前記常置委員諸氏へも何か協議もされたる程にて色々と心配せられ居る由なるが議長にして斯く配慮せらるゝ以上、定めて好結果を得らるゝ事ならん（下略）

真偽のほどはわからないが、間接的にせよ、田中正造の県会に臨む姿勢をほうふつさせるものがある。

この時期の栃木県の政況も、田中正造の方針と一致するところが大きかった。たとえば、この年二月一〇日に宇都宮官盛軒で開かれた下野第三懇親会は、「是までは党派の軋轢を私交上にまで及ぼし懇親会を開くも兎角一党一派に偏し夫

れが為め社会的の事より平生の交際に至るまで此氣風を及ぼすの傾きありけるを」「深く遺憾に思」っていた有志たちの発起になるもので、田中正造・横尾輝吉・塩田興造らも賛成し、東京より、加藤平四郎・末広重恭・島田三郎らの改進黨員と旧自由黨員の荒川高俊らを招いて催されたものであった。また、一月二十八日に栃木倭亭で開かれた下野有志懇親会も同じ趣旨になるもので、前述の加藤・島田・荒川に加え、星亨も参加して演説している。栃木県人も、田中正造や田村順之助が演説するなど、「孰れも快楽を尽くして散会」したという。

このようなムードは、翌年も継続した。五月一日、衆議院議員選挙への出馬をねらって宇都宮に転籍してきた星亨が宇都宮武蔵楼で一大宴会を開いたが、その席に、正造をはじめ久保・塩谷などの改進黨員も招待されている。この時、正造は、「起て説を吐んとせられしが既に満座酣醉なりしかば見合せられたり」という。後年の徹底した「星嫌い」からは想像もできない光景ではないか。

同年一〇月三日には、後藤象二郎が主催した芝三縁亭の懇親会に出席し、翌四日の全国有志懇親会にも参加している。この両者は、様々な意味で大同団結運動の転期（狭義には始点）となる集会であった。嚶鳴社を中心とする立憲改進黨の研究家である福井淳氏によれば、大同団結運動にあまり熱心ではなかった改進黨員にあって、この二つの会合のいずれにも出席していることが確認できる地方黨員は田中正造だけだという。

この全国有志懇親会のあと、改進黨嚶鳴社グループの首領沼間守一が、星亨派の壮士に殴打され負傷するという事件がおこり、改進黨の大同団結熱はさらに冷却化してゆくが、沼間殴打事件に対する正造の反応は意外なほど冷静である。事件の翌日に大隈重信に送った書簡に、「昨日生井村楼ニテ開きたる両黨員打ませ懇親の末、人数も減じての後の事と承り候。沼間守一君ハ壮士ノ為め殴打せられ、腰及顔部ニ疵付られたり。但し壮士ノ粗暴ハ固ヨリナレドモ、沼間君ノ茲ニ至ルハ、或ハ価値アラント信ジ候事。」(⑩17、傍点筆者)と書いていることに窺い知ることができる。

以上のように、この期間は、県会外の中央及び栃木県の政治動向とともに、大筋において、田中正造が議長として掲げた

栃木県会議長時代の田中正造(小松)

方針と齟齬することなく、平穩にすぎた時期であったといえる。こうして、一八八八(明治二一)年三月一四日の半数改選で、田中正造は、二二八八票という圧倒的多数(他の候補者は二、三〇票にすぎなかったらしい)を得て再選されることになったが、議長としての最初の二年間が平穩無事にすぎたことの理由に、『下野新聞』の記者が、第一〇回通常県会の傍聴人の数の少なさに「政治思想熱冷の度合いを知るに足らんか」と表しているような、県下全体の政治熱の後退をも考えあわせなければならない。

そして、この期間の田中正造の関心の多くを実業問題が占めていたことも、こうした県内のみならず全国的な動向と密接に関連していよう。全国的に企業勃興熱が風靡し、栃木県でも一八八七年に入ると各地で民業談会の設立が相つぎ、『下野新聞』も一八八八年早々「農工商事項」の欄を特設し、実業関係の記事量が一挙に増大している。

このような状況下で田中正造の動きを追うと、まず、一八八七年二月七日から九日まで茨城県結城町弥経寺で開かれた常総野蚕糸業有志集談会に出席し、八日夜の懇親会で演説している。二月一三日には、佐野惣宗寺で、「安蘇三葉」といわれた機業・石灰・水業者を前に、病氣中にもかかわらず、「機業石灰水三商営業者諸君に告ぐ」と題する長演説を行っている。二月二日には、植野村田島楼で開かれた石灰業者の新年宴会に出席。四月五日から常置委員一行は芳賀河内兩郡の巡検に出発するが、六日夜、芳賀郡粕田村安田某所有の蚕室で開かれた蚕業集談会に出席し演説。六月一〇日には、田沼西林寺で開かれた學術商業演説会で、「実業家の目的」と題して演説、などである。

数多い演説の中で唯一内容の明らかな「機業石灰水三商営業者諸君に告ぐ」(①516以下)を見ると、まず、「同業中区々の運動して同業一致の働きを為さざるは誠に慨はしき次第とや云はん。斯くも同業一致せざる上は他に向て商業上の勢力を張らんは思も奇らぬ事共に候」と述べ、特に製水業者の間の「内輪喧嘩」をやめ、「早く会社法を設けて」共同一致の運動をなすことを石灰会社に対しても推奨している。そして、この「一致の力」こそ資本不足をカバーするものであると指摘し、「進取の気象」「独立自治の精神」こそ実業家に肝要であることを強調している。安易に官の保護に依存しようと

する姿勢を戒め、「勸業家」と民権家の「折衝」を主張している。さらに、「万一を備俸する」精神の代表として「賭博」や「無尽講」などの「土地固着の弊」をあげ、それらを「文明の進路を妨げたるは実に尠少にあらざる也」としているところなどは、田中正造における福沢諭吉『学問のすすめ』の影響が明瞭に看取できて興味深い。このような「独立自治の精神」を重視するいささか精神的な実業論は、田中正造の民権思想の一大特色をなす自治思想（なかならず「精神としての自治」の重視¹⁴）に通底するものであり、由井正臣氏が指摘するように「地域の経済的自立を内実とする地方自治の確立をめざしたものの」と評価できるであろう。

こうした考えから、田中正造は、下野石灰会社の設立（一八八八年九月二日開業式）に尽力し、また物産の運輸の重要性に着目して安蘇馬車鉄道会社の設立（同年五月）にも協力を惜しまず、自らも二〇株五〇〇円の株主になっている。¹⁵

以上のような実業への関心は、過激な政治論・行動をきらい、ともすれば政治から身を遠ざけようとしがちな実業家たちを、ゆるやかに組織しようという党勢拡大の観点からの必要性に由来するものでもあったろう。このあとも、実業への関心は、安蘇経済講談会の開設や、下野全体の経済に着目した下野経済講話会（のち八九年五月より下野経済協会と改称）の例会への割合に熱心な参加となって継続している。

二 対立・融和の諸相と矛盾の表面化

一八八八年二月一日、大隈重信が外務大臣に就任し、井上条約改正交渉のあとをつぐことになったことによって、大同団結運動は新しい局面を迎えることになった。藩閥首脳¹⁶の思惑通り、大隈入閣による改進黨の政府「与党」化が、旧自由党系勢力などとの対立を決定的なものにしたのである。

しかし、栃木県会の事情は、これとは少し趣を異にしていた。むしろ改進黨内部の毎日派と報知派との対立が、八八年

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

四月一日の議長・常置委員改選で噴出したのである。田中正造は、二三票という高得票で議長への再選が決まったが、副議長には塩田奥造が、そして常置委員には、正造のほか旧自由党系の塩田・田村順之助・濱野藤一郎の三人、それに改進黨系と目される見目清^{（17）}が選出され、改進黨系圧倒的優位の前議会役員構成から、両者均衡、数の上からは旧自由党系優位の構成にかわつたのである。栃木県改進黨報知派の重鎮横尾輝吉や塩谷道博は、常置委員に再選されなかつた。

先に引用した「回想」からわかるように、役員改選のこうした結果を、田中正造は、党派的対立を排除するという議長としての方針にそつて「双方対等の平均を取つた」と説明している。それに続けて、つぎのように述べている。

当時栃木県会は改進黨員の数三分の二あり。然るにも不拘予は県下の公平を基とし我党の名譽を高からしめんとせしに、凶らざりき、味方の黨員より痛く攻撃を受けて内部は之が為めに不和を來せるの折柄、塩田等の窺ふ所とす。塩田の才は権略あり、人望あり、迎も予等の及ばざる処あり。彼の表面予に対して服しつゝ裏面に自由党の為めに策を巡らし、不平家の横尾、塩谷等に疾妬心^{（18）}を起さしむ。横尾、塩谷等終に塩田の術中に落ち、田中が秘密を洩すと疑へ、終に田中を忌避して田中には何事も凶らざるに至れり。之れ予が正しき道を道とせざるより同党中常に一致を欠きたり。（①311〜312）

田中正造の言い分を聞くと、改進黨の名譽を高めようとして行つたことが、逆に黨員の反感を引き起してしまつたといふことになるが、それは改進黨の「名譽」であつたのか、はたまた自己一身の「名譽」であつたのか。ここで横尾や塩谷を「不平家」と形容していることは、あまりにも一面的にすぎるような気がする。

そもそも、横尾らとの対立が表面化したのは、正造が、「予の同党に憎まるゝの始めなり」と指摘しているように、一八八五年十一月開会の第八回通常県会における常置委員月手当の増額問題であつた。一カ月四〇円とする原案に対し、横尾は、議員の体面を保つためにも、また良い議員を得るためにも五〇円への増額が適當であると主張し、正造は、議員の品位はお金の問題ではない、松方デフレと三島土木県政が相乘的に作用して不況にあえぐ今日の下野経済にあつて増額する

のは代議の精神に反する、と三〇〇円への減額を主張し、互いにゆずらなかつた。他に改進黨の中の「増額派」のおもな議員は、議長小峯新太郎をはじめ塩谷・和田方正・久保三八郎らで、「減額派」は藤田吉亨・新井保太郎・見目清らであつた。旧自由党系も塩田や影山楨太郎が前者、濱野・田村らが後者と分裂してはいたのだが、新聞報道では改進黨内部の対立のみが大きくクロージアップされたのである。

一八八五年二月一八日付の『朝野新聞』によれば、両派の対立は、「双方全く旅宿を異にするが如き有様となり」、⁽¹⁶⁾「過激の議論多く時時一身上の毀誉褒貶に涉り議長より中止を命ぜしも数回に及べり」というほど激しいものであつたらしい。結局、常置委員の月手当問題は、予想に反して一四対一七で三〇〇円への減額説が勝利をおさめたが、この対立は、議員旅費日当の問題にも波及し、管内滞在費一日一円五〇銭の原案を支持する横尾・塩谷らと、一円への減額を主張する田中らとの間で激しい論戦が展開されたのである。⁽¹⁷⁾

その結果、「栃木県にてハ一時改進黨員に非されバ議員に非ず議員ハ即ち改進黨員なりとまでに思ひしも」、「改進黨員ハ県下人民の怨を買ひ」、八六年三月の半数改選で議長小峯が落選し、横尾も辛うじて再選されるなど、「増額派」の議員が選挙民から手痛いしっぺ返しをうけることになつた。⁽¹⁸⁾

正造が議長に選出される以前から対立は存在してしたのであるが、それでも、議長一期目には、横尾と塩谷が常置委員として残つた。にもかかわらず、両者の対立は解消されることなく、一八八七年一月の第一〇回通常県会でも現出したようである。『下野新聞』の記者は、「又去る廿九日午后には議長田中正造氏と三十七番横尾輝吉氏との間に一大難題を惹起し一は議長の心得違ひと定まりしも跡一ツの問題は如何なる結果を現出するや吾人刮目して之を見んとす実に吾人は栃木県会のために長太息すること稍々久し」と二月二日付の紙面で述べている。前者は、尋常師範学校費と附屬小学校授業料とをあわせて審議すべきものを、正造が別々に議決をとってしまった議事進行の不手際を横尾が突いたもので、こちらは議場における正造の「陳謝」でおさまつた。「跡一ツの問題」とは、「議長が昨日本員に対し無礼と云ひしは三拾七番

栃木県会議長時代の田中正造(小松)

に対して云ひたるか將た横尾輝吉一己に対して云ひたるか」という横尾の發言のことである。ここにみられるような「無礼」という言葉をめぐる両者の対立は、記者をして「栃木県会のために長太息」させるほど深刻化していたようである。

だから、「我党の名譽を高からしめん」として「双方対等の平均を取」ったと自認している役員改選も、後に『下野新聞』が、「彼の田中正造氏が會て先年の県会組織に於て反対派なる塩田氏と聯合して同黨員なる横尾氏を倒せし」と表現しているように、正造が議長を継続するためにとつた「策略」と受けとられても仕方がない面もあったといえよう。

以上のような改進黨中央の動向や栃木県における改進黨内部の対立にもかかわらず、一八八八年を通じて田中正造が旧自由党系との融和にこころがけていたことは事実である。先に掲げた表にある通り、一八八八年四月八日には、堀村途中、下都賀郡和泉宿桜井楼で開かれていた三大事件建白書捧呈委員の慰勞会に飛入りで参加しているが、これは、旧自由党系の田村順之助・青木静作・落合貫一の三人の勞をねぎらう会であった。

そればかりではない。一二月一五日には、宇都宮白峯館で開かれた下野倶楽部の發会式にも参加し、演説しているのである。下野倶楽部は、塩田・田村・濱野・中山丹次郎・持田若佐ら旧自由党系の人々を中心に大同団結派の組織として結成されたものである。そういう下野倶楽部の發会式に参加し、しかも「一身上の來歴を述べて己が所感を演ぜられた」というのである。

両者のこのような関係は、旧自由黨員の中にも不審を抱かせるに十分であったようだ。『朝野新聞』一二月三〇日付には、栃木県下都賀郡の旧自由黨員が、塩田・田村ら四名に、「旧自由黨員にてありながら改進黨員なる議長田中正造氏を庇護するの厚きに失したること」などの理由で辭職勸告をしたことが記されている。この記事は、のちに、全くの虚説であったことがわかったが、このような話がまことしやかに伝えられること自体、田中正造と旧自由党系勢力との「蜜月」関係を裏付けるものといえるだろう。

しかしながら、この前後の栃木県改進黨員の大同団結運動認識は、渡辺隆喜氏が、一〇月の鹿沼駅同志懇親会を例に、

「改進黨の遊説員箕浦勝人、青木匡を迎えての鹿沼駅同志懇親会においては、『改進黨と自由党とを合体せしめんとするは大同團結』にあらずして大異團結であると大同團結に反対したのに対し、『一人の不同意を表する者なく孰れも拍手して賛成』したという」とまとめているように、大同派の下野倶楽部とは明確に対決姿勢をみせている。田中正造は、改進黨のおおかたの動向に反して、大同團結運動にまだ期待を持っていたのだろうか。それとも、下野倶楽部発会式に東京より招かれた志賀重昂と三宅雄二郎の二人に面識を得んがために参加したのだろうか。あるいは、二人の演説が、それぞれ「自治の基礎」「自治に就て」という題の地方自治制に関するものであったので、二人の話聞いて参考にしようと思ったのか。

私見では、その比重はさておき、おそらくそのいずれもが参加の動機にあったように思える。前項で見たように、正造は大同團結運動への関心が割合に強く、沼間毘打事件で改進黨毎日派がそれに批判的になってからも、それとは若干歩みを異にしていたと確認できるのが第一の理由である。第二には、後のことになるが、正造が批判的警戒心を抱いていた下野同志会の第三回總會（一八八九年二月一日）にも、たぶん福沢諭吉が出席するという理由で参加しており（実際には小幡篤次郎のみだったが）、これと同様の行動パターンのようにも推測できること。第三には、表からも看取できるように、下野倶楽部発会式の前後の九月から二月にかけて市制町村制に関する演説が集中的にみられることである。そうだとすれば、かつて一大政黨論を掲げて自由党の単独結成に抵抗したごとく、あるいは、第一議會直前の民党合同の計画に好意的であったように、民党勢力結集の可能性を最後まで摸索していたといえるだろう。

しかし、新聞報道から窺える旧自由党系との「蜜月」関係とは裏腹に、田中正造の内面において矛盾が自覚化されはじめたのもこの時期ではなかったかと思われる。なぜなら、下野倶楽部の発会式に参加しながら、その一方では、それに対抗するための下野明治倶楽部の組織化に着手しているからである。

翌一八八九年二月一日、田中正造は、栃木県會議長として、憲法発布式典に参列する榮譽を得た。それは、県會議長

栃木県会議長時代の田中正造(小松)

時代の最も輝かしい瞬間であった。帰県後、正造の労をねぎらうために、改進黨・大同派有志が一緒に発起した議長慰勞会が、二月二二日に宇都宮白峯館で開かれた。二四日には梁田郡で同様の会がもたれ、正造は答辭を述べている。だが、憲法発布の大赦によって大井憲太郎や新井章吾らが出獄することになり、以後、旧自由党系の攻勢はますます強まってきた。

三月二日付の『下野新聞』は、「安蘇たより」として、「本区議員の候補者は先づ大抵木村半兵衛田中正造の両氏なるべけれと何れを撰出すべきと目下評議区々なり」というように、国会議員候補者として正造の名がはじめて具体的に新聞紙上に明らかになった。国会議員選挙が次第に現実味をおびて実感されるようになったこの三月、四月のころより、栃木県下全体に再び政談演説会の嵐が吹きあれるようになった。そして、四月一六日の鹿沼の改進黨政談演説会のように、会場に反対派壮士が押しかけて演説を妨害することもしばしばとなった。田中正造の地元安蘇郡にも大同派勢力結集の動きが公然とみられるようになった。しかし、塩田奥造や田村順之助など、大同派の副議長・常置委員が各地の政談演説会を飛びまわっているのに比して、田中正造は、この時期になっても改進黨の政談演説会では一度も演説していない。せいぜい、地元三郡を中心とする懇親会に出席する程度であった。だが、五月二六日、佐野寿座で開かれた明治倶楽部発会式に、田中正造は重大な決意を胸に秘めて臨むのである。

三 議長職への熱意の喪失と大隈条約改正問題

改進黨中央において明治倶楽部が組織されたのは、一八八八年八月のことだ。その目的は、「政治上の改良のみならず法律、経済、道徳上の改良も改進黨主義を利用して地方有力者のうち政治的関心のないものや、郡長、戸長など役職上政治的立場を明確にしえない人々を組織化することを意図していた」とされている。このように、表向きは親睦を旨とし、真の

目的は改進黨の党勢拡大に於いたものであった。かねてより実業家等の組織化に着目してきた田中正造は、その方式を安蘇尼利梁田の三郡（すなわち栃木県第三区）にも踏襲したのである。²⁴⁾

この発会式で、田中正造は「明治倶楽部の必要」と題して演説しているが、先に指摘した「ある重大な決意」とは、県会議長を辞任することの諒解を支持者から得ることであった。「回想断片」の中に次のような記述がある。「二十二年の春佐野町芝居座に大集会を開き、議長を辞して自由党の塩田氏に譲らんことを図る。選挙民は改進黨員なるを以て大に不平を鳴らして正造の議長辞職を拒めり、正造止むなく継続す」(①37)、と。

結果的に継続することになったとはいえ、このことは、議長として掲げた党派的対立の排除という方針がもはや自縄自縛の論理と化し、議長の地位を抛たずには改進黨の党勢拡大運動も表立ってやれず、来るべき国政選挙での勝利も覚束ないことを自認した結果ではないかと思えるのである。明治倶楽部の発会式とは、そうした決意表明の場でもあった。

皮肉なことに、明治倶楽部発会式を挙行した数日後、新聞『日本』が、それまで秘密裡に進めていた大隈条約改正案をロンドンタイムスより転載し、それを期に反対運動が激化し、改進黨は否応なしにその対応におわれることになった。なかでも、九月二八日、改進黨が起死回生の一大イベントとして企画した三日連続の条約改正全国同志演説会二日目終了後に発生した猿屋事件は、次の二つの理由で、田中正造に最終的な決心を固めさせることになったようである。第一に、事実を反して、田中正造が大同派の老壮土福井茂兵衛を殴打したと意図的に報道されたこと、第二に、この事件に憤激した大同派の新井・田村・持田などが、三〇日に正造の地元安蘇郡田沼町で正造を攻撃する演説会を開いたことである。²⁵⁾

こうして、田中正造は、大同派批判の態度をようやく明確にした。九月二十九日、条約改正全国同志演説会の七番目に「輿論の真偽」と題して演説したのを皮切りに、一月にかけて地元三郡だけでなく上下都賀郡まで足をのびた演説会活動を連続し、「輿論とは何ぞ」、「責任重からざれば言論亦重からず」などのテーマで演説している。その一方で、正造は、党勢拡大のねらいもこめて、条約改正断行建白署名の組織化に熱心にとりこんでいる。その結果、渡辺氏の研究に明

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

らかなように、この年一月末までで中止建白九件・断行建白四件と、全国的にみても極めて断行建白が多かった栃木県の中でも、安藤足利梁田の三郡だけで二〇件を占めるまでになった。

田中正造の条約改正断行論の内容は、『田中正造全集』第一巻に所収された「真正愛国者論」、「重大ノ言論ヲ為スモノハ重大ノ責任ヲ負ハザルベカラズ」、それに九月一日に正造が単独で提出した「外交条約改正ノ決行ヲ請フノ建白」に明らかである。また、正造の断行論を他の断行論と比較した場合の特徴も、すでに渡辺氏によって分析がなされている。そこでは、「その個別的な条文上の優劣の主張というよりは、全体的に総論的な過激論への反論が大隈案断行論として展開されているのである。これら断行建白では改進黨側の主張の強みともなっていた海關稅増収による国家財政の補填、そのための地租軽減という主張すらみられない」と評価されている。

なぜこういった特徴を帯びざるをえなかったのであろうか。なぜ、利害得失論を正面切って打ち出せなかったのだろうか。田中正造の断行論を読んだとき、なにゆえにある種の歯切れの悪さを感じずにはおれないのか。

私が思うに、それは、中止論者が指摘してやまない外国人内地雑居後の地場産業への大打撃という懸念に対し、田中正造自身が同じような不安を抱いていたことに起因するものであった。なぜなら、井上外相による条約改正交渉が進められていた一八八六年八月一三日付の安生順四郎宛書簡からは、「兎ニ角入り町已上温泉場ニ至るの地面ハ、野となく山となク、後來ハ皆外国人の納涼地となり、我國の人々ニハ立ち入る事も出来不申と奉存候ヘバ、苟くも愛國の男子ニシテ、之レヲ悲ざるものなからん」(⑭110、傍点筆者)と、外国人の内地雑居・不動産所有問題に対し、強烈な危機感を抱いていたことが看取できるからである。その「愛國の男子」という表現にみられる危機意識は、「真正愛国者論」の中の「愛國」概念とは異質なもので、むしろ、大同派のそれに近かったといえる。まして、前に検討したように、安藤郡を中心とした地場産業の育成にあれほど尽力し、「早く会社法を設けて策略を運ばざれば或は他邦人のために専領せられて徒に他日の悔あらんのみ」(①518)と述べていた正造であったれば、この地域の実業家の多数のように内地雑居後の不安が払拭できな

くて当然であったといえよう。

あたかも心中の迷いをふっきるがためであるかのような激しい運動の過程で、田中正造は、県会議長常置委員の職務に對する熱意をほとんど失ってしまっている。すでに、七月頃より、毎月恒例の常置委員会が終るとそそくさと帰村する例が目立ちはじめているが、一〇月二三日の常置委員会や二六日の常置委員会決議会は、他の四人が出席しているにもかかわらず、正造だけが負傷した大隈を見舞いに上京したまま帰らず、欠席している。これまでは、常置委員会が終っても議案の整理その他で在官していることが多かったし、まして病氣以外の理由で欠席することなどほとんどなかったのである。

熱意喪失を裏付けるもう一つの事例は、一月三日にとりおこなわれたもの大正天皇嘉仁の立太子式の「賀表」の捧呈が、改進黨系とそれ以外とで分裂して行われたことである。田中正造・横尾輝吉・塩谷道博・山田武・山口信治・川島治平・新井保太郎ら改進黨系議員が先行して「賀表」を捧呈してしまったことが原因であった。この事件について、『下野新聞』は、一月六日付の紙面で、「今回東宮の册立に付ては東京市会は議決の上知事が同会を代表して賀表を捧呈せられ又当時開会中の神奈川県会も議決の上同じく一県を代表して捧呈せられし哉に伝聞したれば本県杯にても目下幸ひ臨時県会開会中の事にもあれば若し捧呈するの場合には同じ様の運びに出らるべきやと思ひ居たるに田中氏以下の県会議員諸氏には前号に記せし如く早く已に電報にて捧呈せられ今又塩田氏外数氏の別に捧呈せられしを見れば本県会にては一般を代表する等の事はこれ無く何れも一個人の資格にて賀詞を申上られたるならんか」と疑問を呈している。こうした点にも、議長として県会をまとめてゆこうとする意欲の喪失をみてとることができる。

もはや、栃木県会の議場においても、正造と塩田・中山らの対立が歴然とし、傍聴席にも大同派の壮士が押しかけ、中山らを応援し改進黨議員に罵声をあびせかけるといふ騒然とした雰囲気につつまれていた。一二月一二日には、政談演説会出席のため県会を欠席する議員が多いことを、県下全体の利益という観点から憂慮する建議が、有志野崎豊太郎の手によって出されてもいる。県会外の政争が県会議場にも持ちこまれ、田中正造も反対派壮士の攻撃の矢面にさらされる中

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

で、議長就任時に掲げた方針も崩れ去ってしまった。

こうして行われた一八九〇（明治二三）年三月の第七回半数改選の結果、栃木県会の勢力分布は、旧自由党系二四、改進黨系一二、中立二というように、旧自由党系が圧倒的優位に立つことになった。³³「下野東部、那須、塩谷、芳賀三郡中改進黨失敗いたし、我党の主義者人数減少いたし候ニ付、来る四月一日臨時県会役員選挙ニハ我党必ず失敗いたし可申事ハ相分り申候」(1434)との予測の通り、県会議長には新井章吾が当選し、常置委員選挙も改進黨からは塩谷道博ただ一人が当選したのみで、あとはすべて旧自由党系議員がしめた。栃木県改進黨の惨敗であった。

みようによっては、加波山事件や大阪事件等で壊滅的な打撃を受けた栃木県の旧自由党系勢力が、田中議長の党派対立排除のために両派の「平均」をはかるといふ方針に乗じて、また、改進黨内の横尾派と田中派の対立の間隙をぬって、勢力の挽回伸長に成功したともいえる。正造は、それを塩田奥造の策略に横尾や塩谷がのせられた結果であると回顧しているが、あまりにも自己弁護にすぎるといえる。栃木県改進黨の中心的人物でありながら、議長として掲げた方針に縛られ、また人一倍「名譽」を重んじる性格が災いしてか、大隈条約改正が問題化する以前は地元三郡以外の活動がほとんどなされていない。少なくとも、この点で、改進黨敗北の責任の一半は田中正造自身も負うべきであろうし、自分の（選挙の）ことしか考えていないという批判が出たとしても、甘受すべきであろう。

おわりに

以上のように、田中正造の県会議長時代とは、政治熱の冷却化の中で割合に順風満帆に出発し、憲法発布式への参列などの名譽に色どられながらも、結果として改進黨勢力の大幅後退という現実を招いてしまった。『下野新聞』も、一八九〇年四月ごろよりその旗幟を鮮明にしはじめ、県内改進黨の動向が、改進黨脱退記事以外にはほとんど報道されなくなると

同時に、田中正造を狙い撃ちにした悪意にみちた編集が目立つようになる。五月一日、横浜着の船で木村半兵衛が帰国し、本人も衆議院議員選挙の候補者になることを了承すると、その傾向はますます露骨になっていった。広瀬孝作の足利公民会脱会広告や、田沼幸蔵・飯塚麻吉・北村勘蔵・田沼和三・矢澤忠蔵・手島春次他五名の明治倶楽部脱会広告を連日紙面に掲載するとともに、「寄書」や「投書」の体裁をとった田中正造本人や支援者の川俣久平・川島治平・山田友二郎などの誹謗中傷記事を相ついで掲げた。たとえば、五月二七日の「演説に感じて」という記事は、田沼の「唐麓山人」から送られたものと断り、

明治二十三年度不時の大霜を題にして、

西風に自由自在に吹きなされ

田中の草は霜枯れにけり

道ならぬ田中に迷ふ心がら

改進すれば自由なる身を

という狂歌二首を掲げている。

下野新聞社長の影山禎太郎は、四月より足利の木村半兵衛宅に寄留しており、この影山の指示で、清廉潔白で出処進退をわきまえた政治家田中正造イメージを切り崩すための紙面作りがなされたのであろう。その結果、田中正造は、予想外の苦戦をしいられることになるのであるが、それはさておき、最後に、県会議長時代の田中正造の思想的特徴をいくつかまとめておこう。

官尊民卑の弊の克服こそ焦眉の急務であり、そのためには「独立自治の精神」の育成が重要であるとの認識では、それ以前より一貫しているといえる。それよりも、この時期の特徴は、まさに「改進黨的」といおうか、きわめて漸進主義的な色彩の濃さにある。正造の漸進主義の立場を一言で説明するなら、「知識」と「財産」あるものの手で「秩序」ある「実

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

栃木県会議員時代の田中正造（小松）

益」ある「文明の進歩」をはかつてゆく、ということである。

こうした漸進主義の根底をなすのは、たとえば、一八八五年四月一三日の「戸長公選建議につき賛成意見」の中で示された、「凡ソ権理ヲ求ムルコトハ誰レシモ大ナルヲ欲ス、然レドモ已ムヲ得ズンバ小ナル権理ヲ取ルコトアリ、是レ取ルハ尚ホ取ラザルニ優レバナリ」（⑥57）という「権理」の考え方ではなかつたらうか。このような現実的な権利感覚が、市制町村制や大日本帝國憲法を肯定的に受けとめ、もっぱら運用の問題で勝負してゆこうとの姿勢を決定づけたものと思われる。大限条約改正案に賛成する理由も、「抑現行条約ノ不正不利ナル固ヨリ論ヲ俟タズシテ我国人民ノ之レガ改正ヲ希望スルコト一日ニ非ラズ。故ニ若シ直チニ現行条約ヲ廃棄シ、結ブニ対等条約ヲ以テスルヲ得ンカ。國家ノ大幸之ニ過ギズト雖モ、願ミテ内外ノ事情ヲ察セバ斯ノ如キハ所謂望ム可クシテ行フ能ハザルモノニシテ、姑ク忍ブ所アルモ蓋シ勢ノ已ムヲ得ザルモノト謂フ可シ」（①52、傍点筆者）というように、あくまで「次善の策」的な位置づけ方であり、ここにも同様の「権理」の考え方がみとれるのである。

そして、漸進主義を支えたもう一つの要因として、その階級的性格があげられるだろう。田中正造も連署した総勢五〇二名の署名になる「再請条約改正断行建白書」（一八八九年一月三〇日付）を見ると、「惟ミルニ維新ノ後政府ノ処置雄断ニ出デテ史上ノ偉業ト称スベキ者ハ大抵衆愚ノ反対ニ遭ハザルナシ」という一文に出くわす。ここで「衆愚ノ反対」と形容されているのが暗に条約改正中止論者を指していることは明らかであり、それは、条約改正全国同志演説会二日目に登壇した栃木県改進黨員の間宮清十郎が、「条約改正断行論ハ中等以上の人皆之を主唱して全県下の輿論となり只財産なく名望なく智識なき輩のみ中止論を唱導せり」と演説しているのと、全く同じ論理であった。

こうした発想は、「知識」と「財産」ある地方名望家層の「独立自治の精神」の發揮による地域支配や地域の経済的自立という観点から、町村制に賛成し、地場産業の育成に尽力したことと共通している。また、明治倶楽部の組織論とも同じである。だが、このような立場が、下層民衆の利害と衝突する傾向にあったことは、正造も設立運営に協力した安蘇馬車

鉄道をめぐる紛議に明らかである。「同会社創立の際には萬生、多田、栃本等に在る車夫日傭ひの如き貧民ハ全社設立の後ハ己れ等の生計に苦むを以て戸長役場或ハ人の目に付く所に種々脅嚇めきたる貼り札をなし切り不平を鳴らしたれども公益の爲めには、二の貧人を憐む可きにもあらねば……」という『下野新聞』の視点——「文明」の進歩——「公益」——は、この時期の田中正造にもあるいはあてはまるのかもしれない。

このように、田中正造の生涯において、県会議長時代とは、党派の階級性格が最も露骨であった時期といえる。渡良瀬川に流れこむ鉍毒の被害は、すでに『朝野新聞』が一八八五年八月二日の紙面に「香魚皆無」と題して指摘し、同じ内容の記事が一四日付の『下野新聞』にも転載されていた。また、同年一〇月三十一日付の『下野新聞』には、「銅鉍を焙焼するストーブの煙ハ丹鑿質を含み居て人身に害あれバ煙筒を遠く山下に延ぎて烟の構内に飛散せざる様仕掛けありしが近傍諸山の樹木ハ昨暮以来多くは枯れ凋みたりといへり」というように、煙害の顕在化も指摘されていた。田中正造が県会議長に就任する以前から鉍毒被害が語られていたにもかかわらず、また、常置委員として毎年河川沿岸堤防工事等を巡視しており、一八八八年六月一二日には足尾銅山の工場を見学し地元有志と懇談しているにもかかわらず、何ら有効な対策を講じなかったどころか、その存在にすら気づかなかつた。「文明」と「名替の奴隸」であった正造には、「鉍毒」が見えなかつたのである。

「徒らに党勢拡張の外、腦中利害權利生命の貴重なる問題をも軽視して鉍毒の加害を發見せず」(①38)と回想しているように、このことも県会議長時代を悔恨の多いものにした大きな要因の一つであった。

註(一) 『朝野新聞』一八八四年二月二四日。尚、資料引用にあたって、旧字旧かなは新字新かなに改め、カタカナはそのままとした。句読点、濁点は原文のままである。

(2) 同前 一八八五年四月二四日。

(3) 「正造も十年前否六、七年前までハ畜に名替の奴隸たり、否々勤めて名替を希望せしものなり。」(一八九八年二月一七日付川

栃木県会議長時代の田中正造 (小松)

栃木県会議長時代の田中正造（小松）

俣久平宛書簡、⑤59。

(4) 「十三年、我改進主義ニよりて文明ニれんくす。又人心の難きをしる。廿三年、鉅毒ニよりて万事の害をしる。又人心の正邪をしる。」（一九〇一年一月二四日の「日記」、⑤51）。

(5) 「下野新聞」一八八六年四月一四日。

(6) 本稿の問題関心からいえば、県会開閉会日に恒例の県議懇親会や慰労会、銀行支配人等による接待の宴会、それに学校関係の儀式や議長長の職務柄出席を余儀なくされたような会合は表から除外すべきであろうが、県会議長時代の正造の足跡をできるだけ詳細にたどるためにも、あえて掲げておいた。もちろん、県会や常置委員会等の公的会合はあらかじめ除外してある。

(7) 田中正造は、県会議長時代の四年間、富沢屋を常宿にしており、河内屋に移った形跡は、この記事が伝えられた後もみられない。また正造の宿料一七銭は、当時日光参りの村々の老婆連五七人の組合ニて来り、宿料をねぎりて泊する最下等の価であったという（⑤50参照）。

(8) 『毎日新聞』一八八六年二月一四日。

(9) 同前、一八八六年二月二日。

(10) 『下野新聞』一八八七年五月四日。

(11) 一八八七年一月の自由民権百年第三回全国集會第二分科会「三大事件建白と大同団結」での福井氏の報告による。

(12) 『下野新聞』一八八八年三月一六日。

(13) 同前、一八八七年二月二日。

(14) この点に関しては、拙稿「田中正造における自治思想の展開」（『民衆史研究』第二六号、一九八四年）参照のこと。

(15) 由井正臣『田中正造』（岩波新書、一九八四年）九八頁。

(16) 『佐野市史』資料編3、六二六頁。

(17) 『下野新聞』一八八九年一月二六日の「県会議員の宿所番号」では、見目は「無党派」と記されている。

(18) 前述したように、議長就任早々旅宿の変更が噂されたのも、こうした理由からであった。

(19) 栃木県会と同様に改進黨の勢力が強かった埼玉県会でも、一八八八年の県会で議員の旅費日当増額を求めると建議が改進黨議員より出され、それに反対する改進黨議員と対立したが、結局賛成多数で可決になり、輿論の反発を招いてしまったことが、渡辺隆喜氏「大同団結運動と地方政情」（『駿台史学』第五〇号、一九八〇年九月）によって紹介されている。

(20) 『東京日日新聞』一八八六年三月一九日。

(21) 『下野新聞』一八八七年二月八日。

(22) 同前、一八九〇年五月一七日。

(23) 同前、一八八八年二月一七日。

(24) 渡辺「大同団結運動と条約改正問題」（『明治大学人文科学研究所年報』第一八号、一九七六年）、三三三頁。

(25) その意味で、下野倶楽部発会式の景況を伝えた記事の隣りに「下野明治倶楽部」と題した記事が掲載されていることは、非常に象徴的である。

(26) 『下野新聞』一八八九年三月一六日。

(27) 渡辺「大同団結運動と地方政情」、一五〇頁。

(28) ただ、一月二二日の『下野新聞』で報じられた「下野明治倶楽部仮規則」では、「第參条 本会ノ事務所ハ宇都宮ニ置ク」とあり、当初は全県的な組織として発足が予定されていたようである。それが、なぜ安藤足利栗田三郡を対象とする組織になったのか、その理由は不明である。

(29) 『下野新聞』一八八九年一〇月二日付に、「田中氏が横浜士土を殴打せしを新井氏等の一派にて一方ならず憤りこれが復仇攻撃の爲め斯く急劇に催されし抔云ふものもありとか」と述べられている。

(30) 渡辺「大同団結運動と条約改正問題」、三八頁。

(31) ここで使われている「他邦人」の解釈については異論があるかもしれない。書簡をみると、下野石灰会社のライバルとして浅野セメントをあげているので(④138、141)、「外国人」の意味には使っていないとも考えられる。しかし、引用史料中、そのあとで、「愕然として旧来の地位に安んぜば、本地急務の事業も或は恐る彼の(ノルマントン)号の覆轍を踏まんのみ」(④152)と述べられていることから、広く外国人一般を意味するものと解釈できそうである。

(32) 『下野新聞』一八八九年一二月一〇日。

(33) 同前、一八八九年一二月一五日。

(34) 『栃木県史』通史編6、近現代1、三四七頁。

(35) 『栃木県史』史料編近現代1、七八七頁。

(36) 『毎日新聞』一八八九年九月二九日。

(37) 一八八八年七月二日付。また、同じく『下野新聞』一八八九年一二月一七日の第三面の「寫生町通信」には、「当町下町は兆民先生の巢窟否兆民先生より成れる処なるが今度其の下手に馬車鉄道会社及停車場等出来たるにて乗客が下車すると先づ下町(不潔極るところなり)を通りて市中に入るなれば甚だ不体裁なりとて当町二三の人は之を大宇山菅字天神に移住せしめんと相談あるよし」とある。「兆民先生」(中江兆民)が被差別部落民の代名詞として使用されたことを示す興味深い記事であるが、それよりも安藤馬車鉄道の経営陣の「感覺」を端的に物語る資料といえよう。

少なくとも、現在残された資料から判断するかぎり、議長就任以前に一県議として下層民衆の負担の軽減を主張していた頃のような視座が、この時期の田中正造にはあまり見られない。

尚、本稿の作成にあたって、一九八七年度文部省科学研究費奨励研究(A)の助成をうけた。記して感謝したい。